

2016年6月27日

フリー株式会社

代表取締役社長 田坂吉朗

問合せ先：

経営企画部 TEL:03-5728-1761

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主、取引先、従業員からの信頼を得るため、経営の適正化を促す牽制メカニズムとして、コーポレート・ガバナンスを重要な経営課題と考えており、経営環境の客観的把握や意思決定の迅速化を図るとともに、経営の透明性確保のため経営のチェック機能の充実に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

(補充原則 1-2-4 株主総会における権利行使)

当社の株主に占める機関投資家や海外投資家の比率が低いため、議決権の電子行使のための環境作りや招集通知の英訳については現時点では実施しておりません。今後の株主構成における機関投資家や海外投資家の比率を踏まえ、実施を検討することといたします。

(補充原則 3-1-2 情報開示の充実)

当社の株主に占める海外投資家の比率が低いため、英語での情報開示は現時点では実施しておりません。当社の株主構成における海外投資家の比率も踏まえ、今後、英語での情報開示・提供の実施を検討することとします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

(原則 1-4 いわゆる政策保有株式)

上場株式の政策保有はしていません。

(原則 1-7 関連当事者間の取引)

当社役員及び主要株主等との取引において、法令上、取締役会決議が求められる場合や、通例的・定型的でない重要な取引を行う場合には、取締役会で十分に審議し、承認を要するものとしております。また、承認を得た後も、定期的に取り締役に取引の状況につき報告するものとしております。また、上記重要な取引に該当しない場合または上記事前承認を得た場合においても適切な調査を実施し、当社や株主の利益に反する取引が行われないよう努めております。

(原則 3-1 情報開示の充実)

(i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社ホームページに公表しております「企業理念」をご参照ください。また、経営戦略等は適宜決算説明会等で開示します。決算説明会資料については当社ホームページをご参照ください。

【URL】 <http://www.furyu.jp/company/idea.html>

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

本報告書の「Ⅰ. 1. 基本的な考え方」をご参照ください。

2. コーポレートガバナンスに関する基本方針

当社ホームページに公表しております「コーポレート・ガバナンスポリシー」をご参照ください。

【URL】 <http://www.furyu.jp/company/management.html>

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書の「Ⅱ. 1 【取締役報酬関係】報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社ホームページに公表しております「コーポレート・ガバナンスポリシー」の第5章第5項から第7項までをご参照ください。

(v) 取締役会が上記 (iv) を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

当社は、株主総会において、取締役及び監査役の候補者を提案する際に招集通知において当該候補者の指名理由を開示することとしております。なお、招集通知にまだ当該指名理由が記載されていない現任の監査役（上場前に選任された監査役）の指名理由は以下のとおりです。

・監査役 山本 昭彦

品質保証に関する豊富な経験を監査役として生かしていただくため。

・社外監査役 渡邊 肇

弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、コンプライアンス等の監督指導をしていただくため。

・社外監査役 山崎 想夫

公認会計士および税理士としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、財務会計・税務の観点から監督指導をしていただくため。

(補充原則 4-1①経営陣に対する委任の範囲の決定とその開示)

当社は、法令上、取締役会における決議事項とすることが定められている事項、並びに、これに準ずる事項として、その重要性及び性質等に鑑み取締役会における決議事項とすることが適当であると認められる事項を除き、当社の業務執行に関する決定を、決裁権限規程において経営会議や当

社代表取締役社長をはじめとする当社の経営陣に委任しております。

(原則 4・8 独立社外取締役の有効な活用)

当社は独立社外取締役として 2 名を選任しております。

(原則 4・9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

本報告書の「Ⅱ. 1 【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」をご参照ください。

(補充原則 4・11①取締役会の全体としての知識等のバランス、多様性・規模に関する考え方)

上記原則 3-1 (iv) に基づく開示をご参照下さい。

(補充原則 4・11②取締役・監査役の兼任状況の開示)

上場会社の役員を兼任している者は下記のとおりです。

【社外監査役】

渡邊肇 星光 PMC 株式会社 社外監査役

明治ホールディングス株式会社 社外監査役

山崎想夫 株式会社ティー・ワイ・オー 社外監査役

(補充原則 4・11③取締役会評価及びその結果の概要の開示)

当社は、当社の取締役会がその役割・責務を実効的に果たす上で重要と考えられる事項について、各取締役の自己評価を踏まえた実効性についての分析・評価に加え、定期的に独立社外役員に対して取締役会の実効性についてヒアリングを行い、必要に応じた改善を行っております。

当該検討の結果、当社の取締役会の規模・構成は適切であり、今後も引き続き維持・継続していく必要があると判断しております。

(補充原則 4・14②トレーニング方針の開示)

当社は、取締役・監査役に、取締役・監査役として期待される役割・責務、コンプライアンス及び関連法令に関する知識習得を目的とする研修を実施しております。

また、新たに当社の社外取締役・社外監査役に就任した者に対しては、当社の事業・財務・組織等を十分に説明することとし、その役割・責務を実効的に果たしうる環境の整備に努めております。

さらに、当社は、各取締役・監査役による自己研鑽を奨励し、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋を行うとともに、その必要費用について広く支援を行うこととしております。

(原則 5・1 株主との建設的な対話に関する方針)

当社ホームページに公表しております「IR 基本方針」をご参照ください。

【URL】 <http://www.furyu.jp/ir/disclosure.html>

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
田坂 吉朗	1,710,000	18.13
フリーユ社員持株会	680,100	7.21
吉田 真人	540,000	5.73
芝山 貴史	540,000	5.73
新本 祐一	540,000	5.73
三嶋 隆	540,000	5.73
稲毛 勝行	360,000	3.82
中村 真司	360,000	3.82
鬼頭 金正	360,000	3.82
溝上 耕史	360,000	3.82

支配株主名	—
-------	---

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

—

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京証券取引所 市場第一部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上 1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
行廣 昌彦	他の会社の出身者											
中土井 僚	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
行廣 昌彦	○	—	行廣昌彦氏を社外取締役として選任している理由は、コンテンツ流通やネットワークに関する高い見識と他企業における取締役としての経験を当社の経営に反映していただくためであります。また、当社が定める独立性判断基準に形式的にも実質的にも抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
中土井 僚	○	—	中土井僚氏を社外取締役として選任している理由は、経営コンサルタントとしての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくためであります。また、当社が定める独立性判断基準に形式的にも実質的にも抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、当社及びグループ会社における監査体制、監査計画、監査実施状況等についての意見交換等を目的として定期的に報告会を行っております。また、内部監査室と監査役は、内部監査に際し、日常的に適宜報告及び情報交換をしております。さらに、監査役、会計監査人、内部監査室は当社及びグループ会社の内部監査を実施するに際して定期的に意見交換及び報告会を開催しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
渡邊 肇	弁護士													
山崎 想夫	公認会計士/税理士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡邊 肇	○	—	渡邊肇氏を社外監査役として選任している理由は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、コンプライアンス等の監督指導をしていただくためであります。また、当社が定める独立性判断基準に形式的にも実質的にも抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
山崎 想夫	○	—	山崎想夫氏を社外監査役として選任している理由は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、財務会計・税務の観点から監督指導をしていただくためであります。また、当社が定める独立性判断基準に形式的にも実質的にも抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【当社社外役員の独立性判断基準】

当社は、社外役員の独立性について、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準（以下「東証基準」といいます）に準拠し、更に以下の基準により独立性を判断しております。

但し、形式的には以下の基準に抵触しない場合であっても、総合的な判断の結果、独立性に疑念がある場合には独立性を否定する場合があります。また、形式的には以下の基準に抵触する場合であっても、他の合理的な理由を含めて総合的に勘案し、実質的に独立性があると判断する場合には、その理由を明示することにより独立性を認める場合があります。

なお、以下の基準における「主要な取引先」とは、直近の事業年度を含む3事業年度の連結決算における平均売上高の1%以上を占めるかを基準に判定するものとします。

記

1. 当社またはその子会社の主要な取引先でないこと。また、その業務執行者ではないこと。並びに最近3年間ににおいてもその業務執行者ではなかったこと。
2. 当社またはその子会社を主要な取引先とする者でないこと。また、その業務執行者ではないこと。並びに最近3年間ににおいてもその業務執行者ではなかったこと。
3. 現在、当社またはその子会社の会計監査人または当該会計監査人の使用人等ではないこと。また、最近3年間、当該会計監査人の社員等として当社またはその現在の子会社の監査業務を担当したことがないこと。
4. 弁護士やコンサルタント等であって、当社またはその子会社から役員報酬以外に過去3事業年度における平均にて、年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ていないこと。
5. 当社が主要株主である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または使用人ではないこと。
6. 当社またはその子会社から取締役を受け入れている会社、またはその親会社もしくはその子会社の取締役等の役員ではないこと。
7. 当社またはその子会社の取締役、執行役、執行役員または参与、理事、顧問等役員に準ずる地位にある重要な使用人等（以下「役員に準ずる者」といいます）の二親等内の親族（以下「近親者」といいます）ではないこと。また、最近5年間ににおいて当該取締役、執行役、執行役員または役員に準ずる者であった者の近親者ではないこと。
8. その他、当社の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること。

以上

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、役位に応じた報酬と会社業績や各取締役の経営への貢献度に連動して算定する報酬を組み合わせで算出しております。

ストックオプションの付与対象者

—

該当項目に関する補足説明

—

【取締役報酬関係】

開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成 28 年 3 月期の取締役の報酬等の総額は取締役 8 名に対し 177,471 千円（うち社外取締役 2 名に対し 7,650 千円）です。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は、株主総会で決議された報酬限度額（平成27年6月29日開催の第9回定時株主総会の決議に基づく報酬限度額、取締役の報酬額を年額3億円以内（うち社外取締役分2千万円以内）の範囲内において支給しております。

なお、当社の取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、役位に応じた報酬と会社業績や各取締役の経営への貢献度に連動して算定する報酬を組み合わせで算出しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催に際しては、社外取締役及び社外監査役に対し、事務局（管理本部経営企画部）から、取締役会に上程される議案及び報告事項等につき事前に資料を配布し、必要に応じて適宜説明等を実施するなどして十分にサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

① 取締役、取締役会

当社の取締役は8名で構成されており、そのうち2名が社外取締役であります。

当社では毎月1回定時取締役会を開催し、経営の意思決定機関として全取締役・監査役が出席しております。また、意思決定のスピードアップを図るため、必要に応じて臨時取締役会を開催し、戦略・方針及び重要事項の決議を行っております。

なお、当社は、社外取締役である行廣昌彦氏及び中土井僚氏との間で責任限定契約を締結してお

ります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度としております。

② 監査役、監査役会

監査役会は 3 名で構成され、そのうち 2 名が社外監査役であります。監査役監査は、年間の監査計画に基づき、業務監査・会計監査を行うとともに、取締役会に出席し、経営に関する監視機能を果たしております。また、監査役会を原則毎月開催し、監査役間で情報を共有するとともに、内部監査責任者及び会計監査人とは必要に応じ相互の情報交換、意見交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図っております。

なお、当社は、社外監査役である渡邊肇氏及び山崎想夫氏との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度としております。

③ 会計監査

当社は、会計監査に有限責任監査法人トーマツを起用しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。業務を執行した公認会計士、監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりです。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員：芝田 雅也

指定有限責任社員 業務執行社員：小林 弘幸

- ・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4 名、その他 3 名

④ 内部監査

内部監査室は、代表取締役社長直轄の独立組織として設置されております。内部監査室は 2 名で構成され、年間内部監査計画に基づき、子会社及び各部門の業務執行状況について適法性・妥当性・効率性等の観点から、内部統制にかかる監査及びコンプライアンス状況についての監査を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

本書提出日現在、当社の取締役は 8 名で、うち 2 名は社外取締役とし、経営の監督機能の強化に努めております。また経営環境の変化に迅速に対応するとともに、取締役の責任をより一層明確化することを目的に、取締役の任期を 1 年内としております。

また、監査役 3 名中 2 名が社外監査役の要件を備え、各監査役は、監査役会で定めた業務分担に基づき、必要に応じて会計監査人と連携をとりながら監査しております。

当社は監査役会設置会社であります。社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会制度を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2016年6月24日に開催された定時株主総会の招集通知は、総会の2週間前の前日である6月9日に発送いたしました。なお、招集通知の発送に先立ち、6月3日にTDnetを通じて電子的に公表いたしました。 当社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつ、早期発送に努めます。
集中日を回避した株主総会の設定	第8回定時株主総会：2014年6月17日開催 第9回定時株主総会：2015年6月29日開催 第10回定時株主総会：2016年6月24日開催
電磁的方法による議決権の行使	—
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	—
招集通知(要約)の英文での提供	—
その他	—
実施していない	—

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに公表しております。 【URL】http://www.furyu.jp/ir/disclosure.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	ウェブサイトにて適時開示情報をはじめ、株主や投資家の皆様にとって有効な情報を開示しております。さらに必要に応じて、説明会等の開催についても検討してまいります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	ウェブサイトにおいて経営戦略や各商品・サービスに対する理解を深めるための資料を、適宜開示致します。また、株主・投資家に対する決算説明会を原則として年2回開催します。更に、必要に応じてその他の施策について検討します。	あり

海外投資家向けに 定期的説明会を開 催	—	なし
IR 資料をホームペ ージ掲載	ウェブサイトにて、株主や投資家の皆様に、当社の経営戦 略や商品・サービスに対する理解を深めていただくために必 要な資料を適宜掲載いたします。	
IR に関する部署(担 当者)の設置	管理本部経営企画部	
その他	—	
実施していない	—	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等により ステークホルダー の立場の尊重につ いて規定	当社は、企業理念、行動指針、ブランドスローガンにおいてステークホルダー (お客様、株主、地域、社員等)に対する基本姿勢を規定し、ステークホルダー の立場を尊重した透明度の高い健全な企業活動を実施いたします。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	コンプライアンスを意識した品質向上、環境への配慮、青少年への取組みをは じめとした CSR 活動を展開しております。 ▼CSR 活動詳細 http://www.furyu.jp/company/csr/index.html
ステークホルダー に対する情報提供 に係る方針等の策 定	ディスクロージャーポリシーに基づき、会社法、金融商品取引法その他の適用 ある法令及び金融商品取引所規則に従って、公正、詳細、かつ平易な方法によっ て、財務及び業務に関する事項を開示します。 また、それ以外の情報であっても、ステークホルダーにとって重要と判断される 情報について、非財務情報も含め積極的に開示します。
その他	—
実施していない	—

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- A. 当社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 取締役会は取締役会規程に基づき、取締役会を原則として毎月 1 回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - 当社は監査役会設置会社であり、各監査役は取締役会をはじめ重要会議に出席するほか、業務執行状況の調査を通じて、取締役の職務の執行の監査を実施する。監査役会は、監査役会規程・監査役監査

基準等を文書化し、内部統制システムの有効性を検証し、課題の早期発見と是正に努める。

- c. 当社は、法令違反行為等を発見した通報者の保護を図りつつ、透明性を維持した適切な内部通報体制を整備する。
- d. 当社は、印紙税法・下請法・著作権法など、業務を行うにあたり必要な諸法令に関する研修を適時社内にて開催する。
- e. 反社会的勢力との関係を遮断することの社会的責任、コンプライアンス及び企業防衛の観点からの重要性を十分認識し、反社会的勢力との関係遮断に向けた体制を整備するとともに、反社会的勢力による不当要求に対しては、断固として拒絶する。反社会的勢力から不当要求を受けたときに、適切な助言、協力を得ることができるよう、平素より警察等の外部専門機関との連携強化を図り、不当要求には組織として確固たる意志で対決する。

B. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 株主総会議事録、取締役会議事録、決裁書その他取締役の職務執行に係る情報は、法令及び社内規程等の関係諸規程の定めに従い、適切に記録・保存・管理する。
- b. 前項の文書及び情報は、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
- c. 「文書管理規程」及び他関連規定は、必要に応じて適宜見直し、改善を図るものとする。

C. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社は、取締役会及びその他の重要な会議において、各取締役、経営幹部及び使用人から、業務執行に係わる重要な情報の報告が行われるようにする。
- b. 「コンプライアンス及びリスク管理規程」、「経理規程」、「個人情報保護管理基本規程」、「秘密情報管理規程」、「売掛債権管理規程（信用調査）」、「重大クレーム処理手順」等の規程に基づき、代表取締役がリスク管理に関してこれを統括し、取締役及び各部門担当者とともに、カテゴリー毎のリスクを体系的に管理するものとする。
- c. 安全及び環境整備に関しては、認証取得した環境マネジメントシステムのほか、大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役を責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。

D. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- a. 取締役会における意思決定にあたっては、十分かつ適切な情報を各取締役に提供するよう努力する。
- b. めまぐるしく変化する経営変化にも対応できるよう、取締役の任期を1年とする。
- c. 「経営会議」「月次業務報告会」にて経営に関する重要事項の審議、承認を行うことで、意思決定の迅速化とコーポレート・ガバナンスの徹底を図る体制を整えることとする。

E. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a. 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、関係会社管理規程を定め、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに重要事項についての事前協議を行う。

b. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

子会社は、その事業の性質及び規模に応じて各社の社内規定に従い、事業や投資に関するリスクを管理し、当社は関係会社管理規程に基づき、子会社管理担当部署が子会社からの報告の受領及び情報収集して当該子会社のリスク管理をする。

c. 当社の子会社の取締役等の職務が効率的に行われることを確保するための体制

- ・子会社の取締役会・経営会議に当社役員及び子会社管理担当者が出席し、管理監督を行う。
- ・当社は、子会社を含めた中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、事業年度毎の年度計画及び予算配分等を定める。

d. 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制

- ・子会社の適正な業務遂行を確認するために、当社の監査役による監査や当社内部監査部門による監査を適宜実施する。
- ・子会社の役職員が外部の弁護士等に対して直接通報を行うことができる内部通報制度を整備する。
- ・当社は、子会社の役職員に対し、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。

F. 当社の監査役がその職務を補佐すべき使用人を置くことを求めた場合に、当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性、並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- a. 当社は、監査役職務を専属で補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる体制を整える。
- b. 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない体制を整える。
- c. 指名された使用人は、監査役の指示に基づき、社内各部門及び子会社に対して監査役監査に必要な情報の提供を求めることができる。
- d. 指名された使用人は、監査役の指示に基づき、内部監査室、社外取締役及び子会社監査役との間の連絡・調整を行い、監査に関する情報の共有を補助する。

G. 監査役への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

a. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- 1) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部管理体制・手続きに関する重大な欠陥や問題、法令違反等の不正行為や重大な不正行為等を認識したときは、遅滞なくその内容を監査役又は監査役会に報告するよう努める。

- 2) 当社の内部通報取扱規程において、当社の役職員が当社監査役に対して直接通報を行うことができることを定めるとともに、内部通報窓口でもある当社監査役に対して通報をしたこと自体による解雇その他の不利益取扱いの禁止を明記する。
- 3) 監査役は取締役会に参加し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するとともに、主要な申請書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めるよう努める。
- b. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- 1) 子会社の役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- 2) 子会社の役職員が当社監査役に直接報告することができる制度を整備するとともに、当社監査役に対して報告をしたこと自体による解雇その他の不利益取扱いの禁止を明記する。また、子会社の内部通報制度窓口担当者は、内部通報の状況について適宜当社監査役に報告するものとする。
- 3) 当社内部監査室、子会社監査役、子会社管理担当部門は、適宜当社監査役に対し、当社子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

H. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- a. 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第 388 条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- b. 監査役は、必要に応じ、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）に相談することができ、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

I. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役と代表取締役は適宜会合をもち、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識を深めるよう努める。
- b. 監査役会は代表取締役及び取締役会に対し、監査方針及び監査計画並びに監査の実施状況・結果について適宜報告する。
- c. 監査役会は内部監査室と緊密な連携を保つとともに、取締役会に出席し、必要に応じて内部監査室に調査を求める。
- d. 監査役会は会計監査人と適宜会合をもち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

方針・基準等については、「反社会的勢力対応規程」において定めており、基本方針は次の通りです。

【基本方針】

一．組織としての対応

反社会的勢力への対応については、担当者や担当部署だけに任せずに、経営陣以下組織として対応するとともに、役職員等の安全を確保する。

二．反社会的勢力との関係遮断

社会的勢力からの不当要求に対し毅然と対応し、これを拒絶する。また、反社会的勢力との関係を遮断する取組を行う。

三．裏取引や資金提供の禁止

いかなる理由があっても、反社会的勢力に対する資金提供は行わない。

四．外部専門機関との連携

反社会的勢力を排除するために、平素から、警察、弁護士、暴力団追放運動推進センター等の外部専門機関と綿密に連携する。

五．有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求がなされた場合等には、積極的に外部専門機関に相談し、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、刑事事件化を躊躇しない。

【整備状況】

反社会的勢力との関係を排除することを可能とするために、取引先に対して事前調査を実施するとともに、誓約書の締結をしております。また、定期的に全社スクリーニング調査を実施しております。

V．その他

1．買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

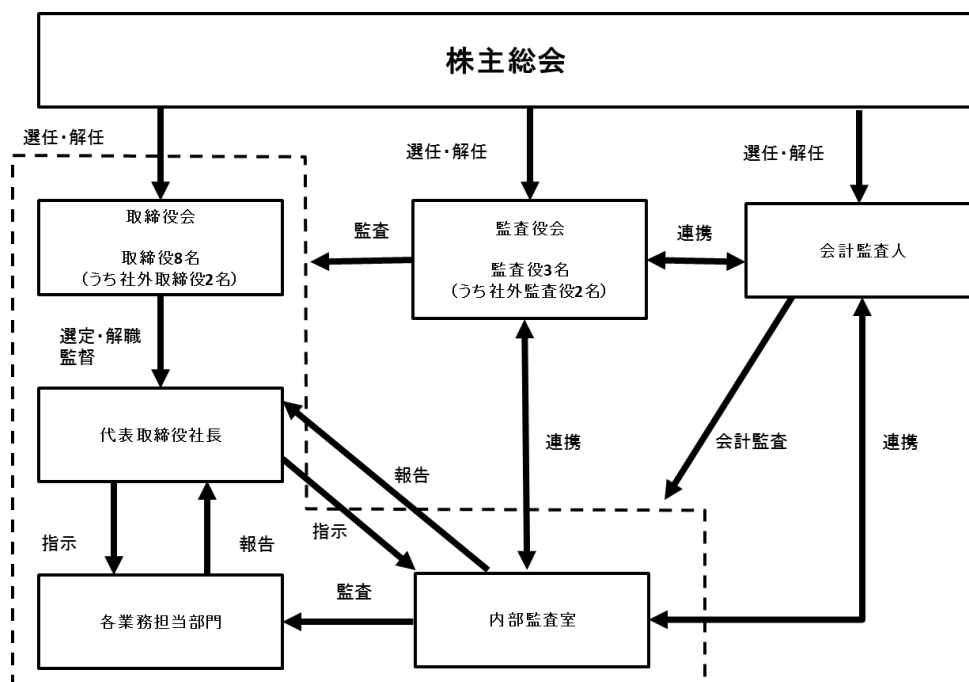
該当項目に関する補足説明

—

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

—

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

1. 適時開示の方針

当社グループでは、適時適切なディスクロージャーはコーポレート・ガバナンスの重要な要素のひとつと認識しており、必要に応じて迅速なディスクロージャーに努めております。

また、ディスクロージャーは株主への重大な責務であると考え、決算情報はもとより業績に多大な影響を与える恐れのある事項については、迅速な開示を行う方針であります。

2. 適時開示に係る社内体制

(a) 決定事実に関する情報

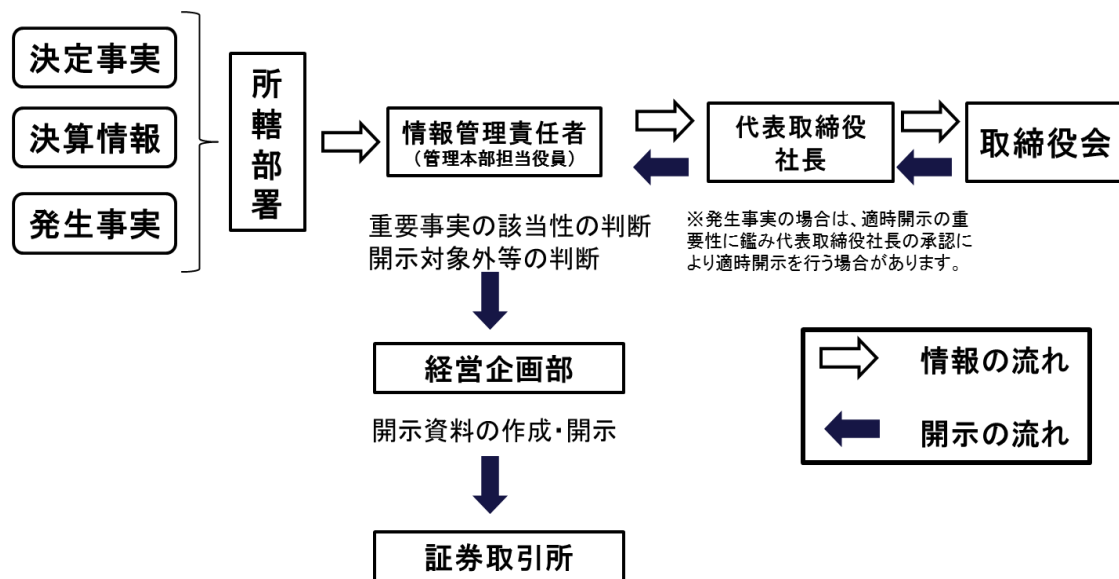
取締役会等の重要会議における付議事項は、適時開示責任者に予め報告され、適時開示の対象となる重要事実の有無を検討できる仕組みとなっております。重要事実に該当するものがあれば、決議後直ちに開示できるよう開示担当部署である管理本部経営企画部に開示資料の作成を指示し、所定の手続きにより開示することとしております。

(b) 発生事実に関する情報

該当事項が発生した場合、当該適時開示情報となり得る情報を有する管理本部経営企画部が、適時開示責任者に速やかに連絡することとしております。その連絡を受けて、適時開示責任者が適時開示の要否を確認し、適時開示を行うこととしております。

(c) 決算に関する情報

管理本部経営企画部を中心として、決算開示資料（決算短信、四半期決算短信）を作成し、決算日後 45 日以内に公表できる体制を構築しております。



以上